

DPC (診断群分類別包括評価制度)入院料のご案内

当院は平成21年4月1日より厚生労働省が認定するDPC対象病院になりました。
これにより入院費の計算方法が新しい計算方法へと変わります。

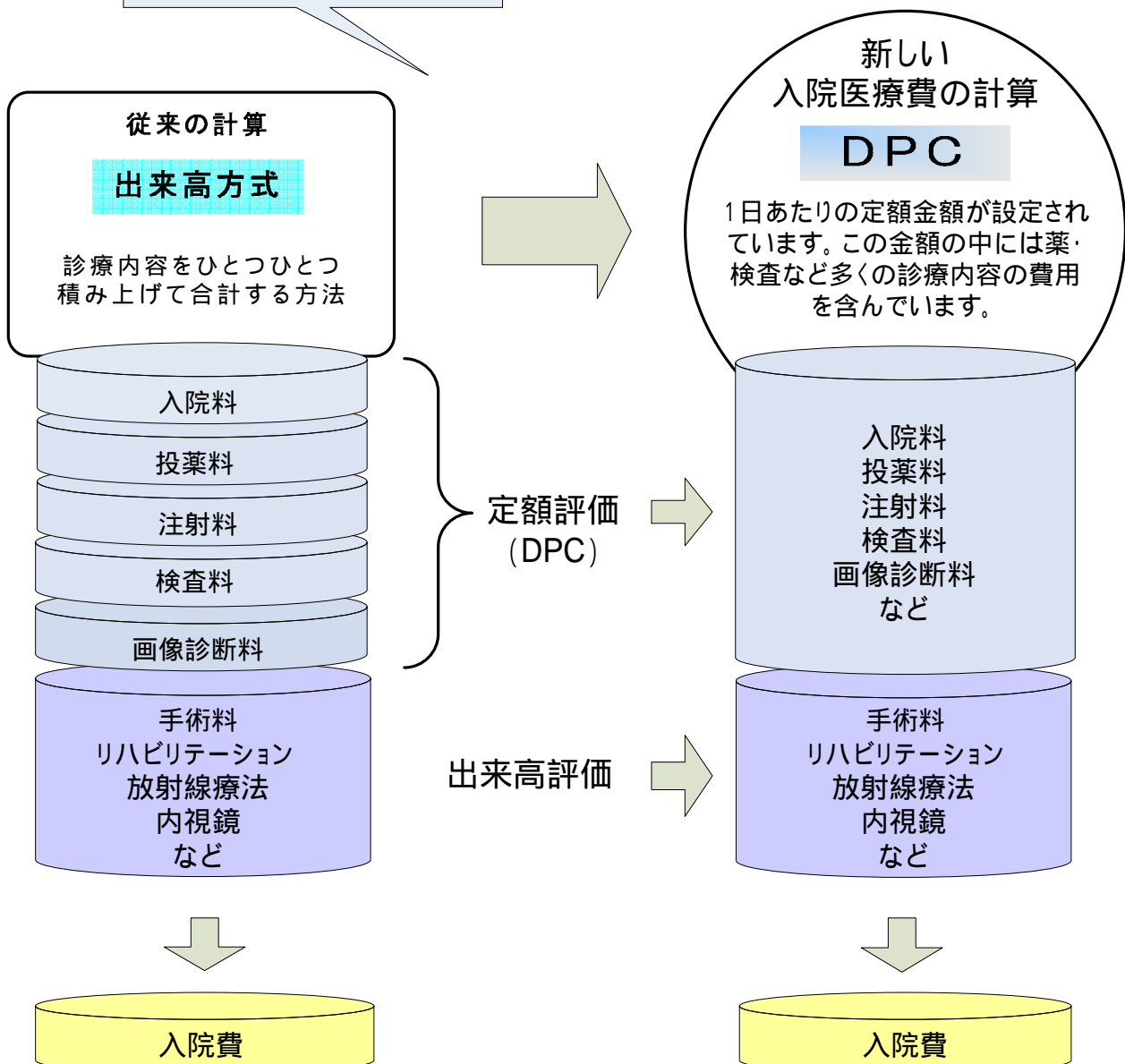
DPCとは

「診断・行為・組み合わせ」の略で、医療制度改革のため、医療の質の標準化を図ることを目的に、全国の病院で導入が進められている制度です。

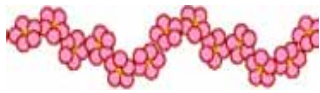
単に計算方法の改革だけではなく、良質で効率的・効果的な医療、医療の透明化等を図るために実施されるものです。

入院医療費の計算が、従来の入院基本料・手術料等を「合算する」方式から、病名や症状をもとに、手術などの診療行為の有無に応じて定められた「1日当たりの定額料金」を基本として算出する方式へ変更になります。

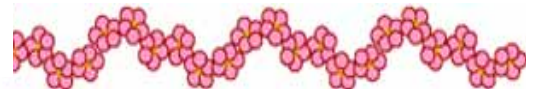
以下のように変わります



裏面に続く



DPCに関するQ & A



なぜ、DPCに変えるのですか？

DPCによる医療費制度は、医療の標準化と質の向上を行うことを目的として、大学病院や国立病院などの高度先進医療を行っている特定機能病院を対象に実施されていました。その後、一定の基準を満たし急性期医療を提供する一般病院についても対象が広げられ、当院においては平成21年4月より認可を受けてDPCを導入することになりました。

入院する全ての患者さんが対象になるのですか？

主治医がDPC定額評価で定められた診断群分類に該当すると判断した場合に対象となります。この診断群分類に該当しない場合は、従来通り「出来高計算方式」になります。歯科診療、自費(自由)診療、労災、自賠責保険を使用した場合はDPC対象外となります。

入院診療費の支払い方法はなるのですか？

これまで通り、退院の場合は退院時に、入院中の方は月ごとの支払いに変わりはありません。

治療内容が途中で変わったり、追加になった場合はどうなりますか？

DPCでは、1入院に対して1病名というのが基本の考え方です。入院時から診療が進むにつれ、途中で病名が変わった(検査の結果が確定した等)場合は、入院初日に遡り、確定した病名で医療費の計算をやり直します。この場合、月をまたがっていた時は、既にお支払いいただいた前月分までの医療費について当月分の中で過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

入院中に他の病気の治療をしたいのですが？

DPCとはひとつの病気(診断群分類)に対して入院加療を行う制度です。「1疾患1入院」が原則となります。なお、緊急の場合及び病態に応じて、この原則にかかわらず必要な対応をさせていただきます。

☆☆☆ 患者さんへのお願い ☆☆☆

原則として、当院入院中に他院での診療や投薬を受けることはできません。他院での検査データ、レントゲンフィルム等がありましたらご持参ください。

服用中のお薬がありましたらご持参していただき、当院にて管理させていただきます。また、予定入院の場合は入院中に必要となる分をあらかじめ処方していただくようお願いいたします。(医療の安全を守るため、薬剤師が重複処方などがいないか確認をさせていただきます)

主治医が、当院ではできない専門的な診療が必要と判断した場合、他院へ紹介させていただきます。

ご不明なことがございましたら、医事課入院係までお問い合わせください
新制度へのご理解とご協力をお願い致します



飯田市立病院 医事課 入院係
電話 0265-21-1255
内線 2129・2150